

青梅市中央図書館視覚障害者用録音物等の郵送貸出に関する実施要綱

平成5年4月1日
実施

改正 平成14年10月1日 平成27年4月1日
平成27年10月1日 平成28年4月1日

1 目的

この要綱は、視覚障害者の福祉向上を増進する目的で、図書館に来館することが困難な視覚障害者に対し、視覚障害者用録音物等（以下「資料」という。）の貸出を郵送により行うこと（以下「郵送貸出」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出対象

- (1) 郵送貸出を受けることができる者は、青梅市の区域内に居住する者のほか福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町ならびに埼玉県飯能市および入間市の区域内に居住する視覚障害のある者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち、同法別表第1号に規定する者とする。
- (2) 郵送貸出できる資料は、自館に保管されている資料のほか、他の自治体の図書館から借用した資料とする。ただし、埼玉県飯能市および入間市の区域内に居住する視覚障害のある者への郵送貸出できる資料は、自館のものに限る。

3 貸出登録

- (1) 郵送貸出を受けようとする者は、口頭、電話または文書で登録の申請をしなければならない。
- (2) 館長は前号の申請を受け、申請者の身体障害者手帳を確認し、郵送貸出を適当と認めたときは当該申請者を貸出対象者として登録するものとする。

4 貸出手続

前項の登録手続を経た者が郵送貸出を受けようとするときは、資料の名称数量等について口頭、電話または、文書により館長に申し込むものとする。

5 貸出数量・貸出期間

郵送貸出できる資料は1回の貸出につき10タイトル以内とし、貸出期間は、15日（郵送に要する日数を除く。）以内とする。

6 損害の弁償

郵送貸出を受けた資料を故意に汚損、破損または亡失したときは現品または相当の代価をもって弁償しなくてはならない。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。ただし、他の自治体の図書館からの借用の場合は、その借用館の貸出基準に準ずるものとする。

8 実施期日

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

9 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成14年10月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から実施し、平成26年10月1日から適用する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成27年10月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。